

奈良県告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十四年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡東吉野村大字麥谷九二六の一・九四七の一の一
(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、九二六の二

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林整備
課及び東吉野村役場に備え置いて縦覧に供する。)